

# 第二次世界大戦後の島根県と竹島

## （「竹島／独島研究における第三の視角」 解題）

福原裕二

はじめに

筆者は、島根県竹島問題研究会（第1期：2005年6月～2007年3月）の初回の研究会（2005年6月21日）において、「『争論』ではなく『創論』したい」と抱負を述べた。その考えには、現在に至るも変化はない。島根県議会が定めた「竹島の日条例」をめぐる日韓関係が揺れ動いていた際、今は亡きある大統領が「韓日関係よりも独島が重要」といった主旨の言辞を行ったとされるが、紆余曲折こそあれ、日韓が互いに努力し友好関係を維持し続けてきた40年余の歴史を蔑ろにする言辞ではないかと筆者には思われた。それよりも、「争論」ばかりを繰り返してきた60年足らずの領有権問題に対する日韓のアプローチこそ、省察されて然るべきではないかと考えている。

さて、小論の課題は、「創論」を目的に、竹島／独島研究における「第三」の視角を提示することにある。具体的には、日本と韓国におけるゼロサムゲーム的な様相を帯びた領有権論議に潜む、二分法的な言論空間を突破するために、「省察」という方法論と、「地域・人々」という観点を、竹島／独島研究に加味する必要性を提起するものである。

### 1. 問題の所在

既存の竹島／独島をめぐる論議および研究状況を俯瞰するとき、端的に言って、次のような四つの問題を指摘することが可能であろう。すなわち、第一に研究手順の倒錯の状況、第二に研究上の空白の存在、第三に内向き志向な状況、第四に「研究論文」の杜撰な状況である。

研究手順の倒錯とは、「はじめに結論ありき」の研究が如何に多いかという問題を意味する。研究とは通常、不明なこと・ものを真摯に解明する営みを含むものであり、これに対して自明なこと・ものをさして新たな観点を持つまでもなく、改めて論証するにはそぐわない行為だと考えられる。しかし、既存の竹島／独島研究群には、議論の前提においてあらかじめ結論が措定されているのではないかと疑わせる論考が散見される。つまり、特定の結論へ向けた史資料選択やその解釈、論理づけを行っているような研究が看取されるのである。次に、研究上の空白の存在とは、主に日本における竹島／独島研究の状況を指している。日本においては、竹島／独島が争点化し、日韓国交正常化交渉においてこの問題が活発に議論された時期を前後に、すなわち1960年代から70年代前半にかけて、多くの優れた研究が続出した<sup>1</sup>。しかし、それ

<sup>1</sup> たとえば、田村清三郎『島根県竹島の新研究』（報光社、1965年）、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966年）、大熊良一『竹島史稿』（原書房、1968年）、植田捷雄「竹島の帰属をめぐる日韓紛争」（『一橋論争』第54巻第1号、1965年7月）、皆川洗「日韓条約の批判的検討—竹島紛争とその解決手続き—」（『法律時報』第37巻第10号、1965年9月）、同「竹島紛争と国際判例」（『国際法

以後の 80 年代、90 年代は研究上の空白期間が存在し、現在においてもそれらの研究の枠組みを乗り越えていない研究状況ではないかと考えられる問題である<sup>2</sup>。また、内向き志向とは、日韓双方の研究に等しく言えることであるが、日本であれば日本に所在する史資料にのみ立脚し、日本語で書かれた研究のみを踏まえて議論される傾向を指している。そして最後に、「研究論文」の杜撰とは、竹島／独島に関する「論文」の多くが論拠の出所を明示しないか、先行研究の孫引きなど、論文としての構成要件を欠いているという不誠実な研究のあり方を意味する<sup>3</sup>。

こうした既存研究の問題は、総じて二分法論に陥らざるを得ない、領土という不可分な対象を研究の焦点に取り上げ、またいきおい竹島／独島研究をある党派性の下に、領有権主張の補強の道具であるかの如く進められてきたことにより生じている可能性がある。とはいえ近年、上記の如く指摘した研究状況を克服すべく、学術的にも優れた研究が登場しているのも事実である。例えば、「竹島／独島領有権問題の涉猟性」に鑑み、領有権問題そのものを考察の対象にするのではなく、「竹島／独島問題」の問題性、影響力の考察を、政治学や国際政治学の知的蓄積に立脚しつつ進めた研究がそれである<sup>4</sup>。つまり、竹島／独島研究史におけるかかる研究の学術的貢献は、従来の領有権論議を超えて、「竹島／独島問題」の問題性の考察という新たな研究領域を開拓したことに求められよう。

しかし、それでもなお、竹島／独島研究の枠組みの下で検討すべき余地の残る重要な視角、問題があるのではないかと考える。それは、竹島／独島という「存在」に影響を受けている地域・人々、またこの「存在」に対して切実な利害関係を有しているながら、竹島／独島問題の範疇の中で、等閑に付されてきた地域・人々を意識した視点の確立と、そこから浮かび上がる問題群のことである。これまで竹島／独島研究は、領有権という国家レベルの領域の中で論じられるか（第一の視角）、これに基づく日韓双方の一般的な人々の認識のレベル（第二の視角）でしか論じられたことがなく、国家の論理からこぼれ落ちる対象については取り扱ってこなかったのではないか。周知のように、竹島／独島問題はすでに国家の問題枠組みを越え、地域レベルに達している。しかし、この問題を再提起した地域でさえ、未だその地域やそこで暮らす人々

---

学の諸問題（前原光雄教授還暦記念）』慶応通信、1963 年）、大寿堂鼎「竹島紛争」（『国際法外交雑誌』第 64 巻 4/5 号、1966 年 3 月）などは、その記述に批判がなされることもあるが、現在においても竹島／独島研究において頻りに参照される「古典的名著・論考」であろう。

<sup>2</sup> もちろん、80 年代および 90 年代においても、研究の深化が見られない訳ではない。例えば、従来において検討不十分であった史資料を対象に考察を深めた、塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島（資料）」

（『レファレンス』第 389 号、1983 年 6 月）、同「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図（上）」（『レファレンス』第 411 号、1985 年 4 月）、同「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図（下）」（『レファレンス』第 412 号、1985 年 5 月）、同「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』第 518 号、1994 年 3 月）、堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」（『朝鮮史研究会論文集』第 24 集、1987 年 3 月）などの優れた論考が存在する。しかし、ここで研究上の空白とは、領有権論議を超えた視点・観点を打ち出す研究が皆無であった状況を指摘するものである。なお、2005 年 3 月のいわゆる「竹島の日条例」制定を契機に組織された、「島根県竹島問題研究会」（第 1 期）の活動とその成果は、当事者地域発の竹島問題に関わる言論活動であるという側面のみならず、竹島／独島研究においても近年の学術的深化を端緒付けたものとして特筆に値する。そこでは、研究会の成果として『中間報告書』、『最終報告書』が取りまとめられ、いくつかの論考で新資料に基づく考察が深められているほか、竹島／独島研究にまつわる重要かつ基礎的な史資料（文書）及び絵図・地図資料の公開が図られている。この点について詳しくは、以下のアドレスを参照のこと。  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/>

<sup>3</sup> このことについては、とりわけ韓国の研究状況に著しい。なお、以上四つの問題点の指摘は、福原裕二「竹島の誤解を解く」（『レポート 21—「21 世紀・地球講座」から』島根県立大学、2007 年）73・112 頁で、今少し平易に論じている。

<sup>4</sup> 玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島／竹島」の政治学』（ミネルヴァ書房、2006 年）。

の問題としてこれを熟慮した形跡がない。国家の枠組みにおいて考察がなされる領有権問題やそれをめぐる人々の意識の問題と相互補完的に、竹島／独島という固有の「存在」に影響を受けている地域・人々の問題を考察することも必要であろう。その作業を進めるにあたって重要かつ有効なのは、ある対象や問題（竹島／独島・竹島／独島問題）を「問題」として認識してきた行為主体に注目し、その問題をめぐる当該主体の行態を批判的に検討していく方法であると思われる。すなわち、竹島／独島をめぐる国家やその他主体の行態の省察を深めることによって、竹島／独島という固有の「存在」に影響を受けている地域・人々の問題が浮き彫りにされることであろう。

以上の問題意識に立脚し、具体的な問題設定を行えば、次のようになる。すなわち、第一に、日本（韓国）における「竹島／独島」の取り扱い・価値の究明、第二に、「竹島／独島」という「存在」を、意識せざるを得ない地域（島根県や慶尚北道）における「竹島／独島」の取り扱い・価値の究明、そして第三に、そもそも「竹島／独島」という「存在」を、意識せざるを得ない地域や人々にとっての「竹島／独島」とは一体何なのか、という三つの問題である。小論は、このうちの第一と第二の問題の初歩的な検討を通じて、冒頭に述べた課題に迫ろうとする試みである。

## 2. 日韓交渉における「竹島」

戦後日本における竹島の扱いは如何なる経緯を辿り、どのようなものだったのであろうか。ここでは主として 2005 年に、韓国政府が公開に踏み切った『韓・日会談文書』<sup>5</sup>に依拠して、日韓国交正常化交渉（以下、「日韓交渉」）に見られた日本政府の竹島に対する取り組みを抽出することでこれを明らかにしてみたい。

日本政府は、韓国が「隣接海洋の主権に関する大統領宣言」（1952年1月18日）を発出し、これに基づいて「韓国の主権と保護下にある水域」（いわゆる「李承晩ライン」）を設定したことによって、竹島／独島領有権問題が発生したとする<sup>6</sup>。その後、1954年9月25日に発出した口上書で日本政府は、「本件（竹島の領有問題—筆者注）は、国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は、本件紛争を国際裁判に付託し、判決を得ることにあると認められる。日本国政府は、紛争の平和的解決を熱望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に、国際司法裁判所に付託することをここに提議する」として、竹島／独島領有権問題の国際司法裁判所への付託をこの問題の解決方途とする基本的な立場をはじめて明確にした<sup>7</sup>。

日韓交渉においても、この基本的な立場は相当の期間、踏襲されたようである。例えば、第6回日韓会談第1次政治会談の予備交渉として行われた、日本の小坂善太郎外務大臣と韓国の金鍾泌中央情報部長との会談（1962年2月22日）で、「小坂外相は、独島問題を国際司法裁判所に提

<sup>5</sup> 『韓・日会談文書』について詳細は、福原裕二（訳・作成・解説）「『資料』日韓会談文書目録」『北東アジア研究』（第10号 2006年1月）141-154頁を参照。

<sup>6</sup> 日本政府（外務省）は、1952年1月28日に発出した口上書の中で、「大韓民国の宣言は、竹島... に対して領有権を主張しているが、その主張あるいは要求を承認しない」と言明している。「1. 1952.1.28 字 日側口述書」外務部『独島関係資料集（I）—往復外交文書（一九五二～七六）』（外務部、1977年）1-2頁。

<sup>7</sup> 「23. 1954.9.25 字 日側口述書（No.158/A5）」同上、74-75頁。

訴して、韓国側がこれに応訴することを望むと述べ、竹島／独島問題の国際司法裁判所への付託を韓国側に要望していることが確認できる<sup>8</sup>。また、同じく第6回日韓会談第1次政治会談として行われた、日本の小坂外相と韓国の崔徳新外務部長官との会談においても、「両国が第三者である国際司法裁判所で、この問題を双方から提訴するなり、または日本が提訴すれば、貴国が応訴するという形式で、この問題を処理しようということである」と小坂外相は述べ、竹島／独島問題の国際司法裁判所での解決が改めて主張されていることを確認できる。のみならず、「懸案問題が解決しても、領土問題が解決されなければ、国交正常化は無意味」との強硬な姿勢が示されているのを見ることができる<sup>9</sup>。

ところが、1962年11月12日に行われた、日本の大平正芳外務大臣と金鍾泌中央情報部長との会談では、日本側が「国交正常化後に本件の国際司法裁判所への提訴に応ずる」ということだけはとりあえず是非予約してほしい」と述べている。すなわち、日本の提訴に対する韓国側の応訴を「予約」することで事足れるとしているのである。従って、これに続いてカッコ書きで、「提訴及び応訴は国交正常化後となる」と付記されている<sup>10</sup>。要するに、日本の国際司法裁判所による竹島／独島問題の解決を目指すという基本的立場は変えないで、「解決がなければ、国交正常化は無意味」という出口論を取り下げたことが確認できよう。さらに、第6回日韓会談第2次政治会談の予備折衝（1962年12月10日）では、日本側の立場として「国交正常化後例えば1年間日韓双方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には、本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが最も適当と考える（原文のカッコ書きの数字は略—筆者注）」ことが述べられ<sup>11</sup>、国交正常化後たちまち国際司法裁判所へ竹島／独島問題を付託するのではなく、1年間の調停期間を設けるという日本の再譲歩案の提示が確認されるのみならず、加えて、第7回日韓会談第3回本会議では、日本側が「解決の展望だけでも」との苦しい立場と、韓国の国際司法裁判所への付託拒否という一貫した姿勢に対して、「さらに研究してみる」と述べるにとどまる消極的姿勢を読み取ることができる<sup>12</sup>。

こうしてついに、日本政府は、日韓交渉の枠内において国際司法裁判所への提訴と応訴という道筋をつけることができないまま、「紛争解決に関する議定書」を国交正常化と同時に結び、その紛争の範疇に「竹島／独島問題」を含めることで解決の展望を見出そうとする。1965年6月17日に日本側が案として示した、「日本国と大韓民国間の紛争解決に関する議定書」の第1条は、次のような文案となっている。「両締約国間の全ての紛争は、本日署名された全ての条約または協定の解釈または実施に関する紛争及び独島に関する紛争を含み、まず外交上の経路を通じて解決を図るようにする」<sup>13</sup>。

<sup>8</sup> 『第6次韓・日会談：第1次政治会談、東京、1962.3.12-17、全2巻 V.1 予備交渉、1962.1-3』（登録番号：732-733、分類番号：723.1JA 정 1962、ファイル番号 02、フレーム番号：179）。

<sup>9</sup> 『第6次韓・日会談：第1次政治会談、東京、1962.3.12-17、全2巻 V.2 崔徳新・小坂外相会談、1962.3.12-17』（登録番号：732-733、分類番号：723.1JA 1962、ファイル番号 03、フレーム番号：401-408）。

<sup>10</sup> 『金鍾泌特使日本訪問、1962.10-11』（登録番号：796、分類番号：724.41JA1962、ファイル番号 07、フレーム番号：170-171）。

<sup>11</sup> 『第6次韓・日会談：第2次政治会談予備折衝—本会議、第1-65次、1962.8.21-64.2.6 v.2 4-21次、1962.9.3-12.26』（登録番号：737、分類番号：723.1JA 정 1962-64、ファイル番号 06、フレーム番号：349）。

<sup>12</sup> 『第7次韓・日会談：本会談及び主席代表会談』（登録番号：1459、分類番号：723.1JA 本 1964-65、ファイル番号 08、フレーム番号：355）。

<sup>13</sup> 同上、フレーム番号：360-362。

しかし、日韓基本条約と同時に実際に日韓間で交わされた「紛争の解決に関する交換公文」を見れば明らかな如く、議定書で明記されていた「紛争は、... .. 独島に関する紛争を含み」の「独島（竹島）」という語句は明記されることが叶わなかった<sup>14</sup>。それどころか、日韓基本条約の本調印を終えた直後に、李東元外務部長官と金東祚駐日大使が丁一権国务総理に打電した電報によれば、「『両国間の紛争』という語句には、独島問題は含まれず、これは将来起こりうる紛争を意味するという我々の立場に対して... .. 総理大臣から口頭で保障を受けた」と記されている。つまり、これを文面通りに受け取るなら、竹島／独島問題の国際司法裁判所への提訴と応訴という道筋を先送りにするどころか、日本側はこの解決の展望でさえ、放棄してしまったのではないかとさえ解される。

ただし、この電文はあくまで韓国側において記録・保管されたものであって、日本側の記録と擦り合わせてみなければ事実関係は確定しない。また、「独島問題は含まない」という韓国の「立場」を「保障」ということは、その事実や相互に交換した書簡の解釈そのものを日本が受け入れるということではなく、「同床異夢」、すなわち韓国側が自国の立場を堅守し、自国内に向かってその事実や書簡の解釈を如何様に説明しようとそのことについて干渉しないし、こうした立場を保障するというように解釈することも可能である<sup>15</sup>。このことは裏を返せば、日本側も自国の立場を堅守し、自国内に向かってその事実や条文解釈を如何様に説明しようとそのことについて干渉してはならないという含意もあろう。

ともあれ、ここで確認しておくべきことは、日本政府が日韓交渉を通じて、竹島／独島領有権問題の国際司法裁判所への付託をこの問題の解決方途とする基本的な立場を先送りにしたという事実以上に、領有権問題の枠内でしか、竹島／独島を取り扱った形跡がないということである。従って、日本政府は、当時の国会で浮上した「竹島周辺の漁業補償」という実利のかつ地域的な課題に対して、「竹島の問題については... .. 漁業水域十二海里を設けなければならぬ... .. しかし... .. 紛争を助長するようなことに相なってもなりません... ..」ので、そういう方向はとらずに進んでいきたい... .. 補償等の問題については、まだもちろん考えておらぬわけで... ..」と述べるにとどまった<sup>16</sup>。それは日本政府が竹島周辺の漁業問題を専管水域の設定問題に等化したのに加えて、竹島周辺海域という漁場を相対的に重要度の低い漁場との認識の下に、韓国との交渉を行ったことから明かである<sup>17</sup>。要するに、国家間交渉の枠組みにおいては致し方

<sup>14</sup> ここでは、「両国政府は別段の合意がある場合を除き、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決することとし、これにより解決することができなかつた場合には、両国政府が合意する手続きに従って調停による解決を図る」ことを互いの書簡に盛り込み、これを交換する形式となっている。さしあたり、市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』（原書房、1996年）110頁を参照。ただし、この訳文は、日本研究室編『韓日関係資料集（第一輯）』（高麗大学校亜細亞問題研究所、1976年）201頁に基づく拙訳。

<sup>15</sup> 筆者がこの解釈を発表した（前掲、「竹島の誤解を解く」77頁）後に、日韓交渉とは別の枠組みによって、日韓が密約を結び、竹島／独島問題の「未解決の解決策」を講じたと主張する研究が公刊された。その密約とは以下の通りである。「竹島・独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって、条約では触れない。（イ）両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時にそれに反論することに異論はない。（ロ）しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。（ハ）韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。（ニ）この合意は以後も引き継いでいく」。ロー・ダニエル『竹島密約』（草思社、2008年）208頁。この密約の存在は文書により確認することができないし、ダニエル氏の論述にも実証性を欠く部分があり、全面的には賛同しかねるが、同床異夢の解決を図ったとする論旨には一定の説得力がある。

<sup>16</sup> 外務省条約局条約課『日韓条約国会審議要旨』（外務省条約局条約課、1966年）160頁。

<sup>17</sup> 同上。

がないことなのかも知れないが、日韓交渉においては—竹島周辺の漁業補償という点では現在においても—地域の問題・漁業問題はなおざりにされたと言うことができる。

### 3. 島根県における「竹島」

それでは、竹島を行政区域に含むがゆえに、その「存在」に影響を受けざるを得ない地域（島根県）は、竹島という存在をどのように取り扱ってきたのであろうか。ここでは、島根県の実利的な価値意識の一部を投影すると考えられる、『島根県統計書』の記述の変化を手がかりに、島根県における竹島の位相について考察を進めることにする。

『島根県統計書』は戦前からの刊行物であるが、戦後は未だ日本が連合国の統治下にあった昭和 24（1949）年より再刊されている。これを竹島に注視しつつ眺めるとき、三つの興味深い記述の変化に気がつく。第一に、「本県の位置」（極北）にまつわる記述の変化である。昭和 24 年 3 月刊行の『昭和 23 年版 島根県統計書』から昭和 28（1953）年 3 月 31 日発行の『島根県統計書（前編）』<sup>18</sup>まで「本県の位置」の県の四端の極北は、「隠岐島中村沖の島北端」（北緯 36 度 21 分）と記述されているのに対して、昭和 29（1954）年 3 月刊行のそれは「隠岐島五箇村竹島北端」（北緯 37 度 10 分）に変更されている。第二に、これに併せて、「郡市町村行政区画」も昭和 29 年 3 月刊行の『島根県統計書』には、五箇村の「町名及大字名」の欄に竹島が記載されるようになる<sup>19</sup>。第三に、昭和 38（1963）年 3 月 31 日発行の『島根県統計書』以降、裏表紙に島根県の圏域地図が掲載されるようになるが、昭和 51（1976）年 10 月発行の『昭和 49 年 島根県統計書』までは竹島が図示されることはなく、昭和 53（1978）年 3 月発行の『昭和 50 年 島根県統計書』に至って竹島が図示されるようになり、現在に至る。以上、三点の記述の変化はなぜなのであろうか。さしあたり小論では、第一、第二の疑問をまとめて「『昭和 29 年』の謎」とし、第三の疑問を「『昭和 53 年』の謎」としよう。

#### （1）「昭和 29 年」の謎

周知の如く、日本は昭和 26（1951）年 9 月 8 日に対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）に署名し、翌年の 4 月 28 日にこれが発効することにより、国際復帰（独立）を果たした。これにより竹島の完全な領土権の回復をみたと判断した島根県は、後に詳述する竹島の演習地区指定解除とその後の農林大臣に対する申請を経て、同年 5 月 16 日、島根県規則第 29 号により、島根県海面漁業調整規則の一部を改正し、「第 4 条、漁業の許可」に「15 あしか漁業（ぼく殺、銃殺を含む）」を加え、海驢漁業を知事の許可漁業とする<sup>20</sup>。しかし、その翌年 3 月に発

<sup>18</sup> 昭和 28 年 3 月刊の『島根県統計書』には、年版の記載がない。なお、昭和 33 年 3 月刊行の『島根県統計書』までは、「縣」の字で表記されているが、ここではすべて「県」に統一している。

<sup>19</sup> 興味深いことに、翌年（昭和 30 年刊行）の『島根県統計書』には同様の記載であるが、続く昭和 31 年 3 月刊行、昭和 32 年 3 月刊行、昭和 33 年 3 月刊行の『島根県統計書』にはこの欄への竹島の記載はなく、再び昭和 34 年 3 月刊行のそれには記載が復活し、これ以後現在まで記載され続けている。なお、小論脱稿後の初校の段階で研究会の升田優委員より、島根県編『島根のかがみ』（島根県、1947 年）及び島根県編『島根のかがみ』（島根県、1953 年）では、それぞれ島根県の極北を「竹島の北」、「五箇村竹島北端」と記載している旨情報提供を受けた。なぜ刊行元が同じであるにもかかわらず、記載に齟齬が生じているのか興味深い指摘ではあるが、小論の検討課題には含めない。

<sup>20</sup> 前掲、『島根県竹島の新研究』74 頁。なお、これ以前の竹島は、戦前（1940 年 8 月 17 日）に海軍用

行された『島根県統計書』には、前述の如く、「本県の位置」（極北）および「市町村区画」に竹島の記載はない。島根県が漁業行政を再開した翌々年に至って記載がなされることになる。この時間差の記述はどのような要因によるものなのか。これを推測する手がかりとして一冊の復命書がある。これは昭和28年6月22日から27日まで「竹島における漁場調査のため」竹島へ赴いた島根県水産商工部の吏員が当時の県知事に復命した文書である。

この復命書は、「昭和29年」の謎の一端を明らかにするだけでなく、当時の島根県がこの復命に基づいて、竹島の漁場としての価値をどのように考えるに至ったかを推測する資料としても貴重である。そこでは「竹島の水産といっても限定された僅かの慌しい調査であり、設備もなく且つ未開発の漁場であって全く資料もなく殆んど推定に止まる部分が多く杜撰なものであることを遺憾に思うが... ..」と慎重に断りつつ、次のように報告が綴られている。「わかめ、のりの着生面積は思ったより狭少... .. 採り尽くせないなどという程の豊富な資源量はなく... ..」「貝類は... .. 先ず永続性のない漁場と考えてよかろう」「根付漁業には期待はもてないが、回遊性魚類については期待ができると思う」という具合である。この復命の知見によって、島根県が竹島の漁場としての価値を大きく減じたものとして認識していたであろうことは想像に難くない。それはともかく、「昭和29年」の謎に戻れば、この復命書の作成（言い換えれば、この時期の竹島における漁場調査）がなぜ遂行されたのかということであろう。

島根県の総務課が所蔵する文書<sup>21</sup>に依れば、昭和26年4月末、穩地郡五箇村の第三伊勢丸船長浜田正太郎が漁労中漂着して竹島に至り、韓国人が同島に居住し、漁業操業中であることを目撃した。この話が島根県に伝わり、また対日講和会議を控え、「竹島所属問題についての疑はしい風説を究明」すべく、島根県は外務大臣宛陳情を同年8月末に行った<sup>22</sup>。これが戦後竹島に対して島根県が行政的に対応した端緒のようである。また、9月1日には総務課長が外務省を訪問し、「外務省としては、本問題につき、何等疑を持つものではなく」との言質を取っている<sup>23</sup>。

その後、島根県は対日平和条約の発効に先立ち、竹島が従前より米軍の海上爆撃演習場として使用されてきた経緯に鑑み<sup>24</sup>、その地区指定解除と竹島における漁業の解除を、地方自治庁次長を通じて政府に要望した<sup>25</sup>。この爆撃演習地区指定解除については、対日平和条約発効直

---

地であったのを大蔵省が1945年11月1日に国有財産法施行令第2条により引継ぎを受けて「竹島防禦区」とされ、それが連合軍総司令部によって発出された連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）第677号（1946年1月29日）に基づいて、「政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てること」を日本政府に対して停止された地域となっていた。島根県はSCAPIN第1033号に先立ち、1946年4月9日、農林水産大臣に対して漁業取締規則改正の義を申請し、同年7月26日付の「県令49号」によって、島根県漁業取締規則より、竹島とその海驢漁業に関する項目を削除した。速水保孝『竹島漁業の変遷』（外務省アジア局第二課、1953年）18・20頁及び前掲、『島根県竹島の新研究』63・66,73・74頁。

<sup>21</sup> この文書の概要については、竹島問題研究会『「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（竹島問題研究会、2006年5月）235頁を参照。このうち、『渉外関係綴』（簿冊番号：710-1-111、総務課作成、昭和26年）及び『渉外関係綴（竹島関係綴）』（簿冊番号5340、広報文書課作成、昭和28年）の2点の文書については、本文末に＜参考資料＞としてより詳細な内容一覧を作成し添付した。この文書からの引用に際しては、簿冊標題と内容一覧を作成するために便宜的に付した仮番号を注記することとする。

<sup>22</sup> 『渉外関係綴』仮番1及び仮番2。なお、この陳情は「島根県領上竹島（レイエンコート島）」を講和会議の関係調印国による最終確認に対して尽力するよう要望したものである。

<sup>23</sup> 『渉外関係綴』仮番1。

<sup>24</sup> 1950年7月6日、連合軍総司令部は、SCAPIN第2160号により、竹島を米軍の海上爆撃演習地区として指定していた。前掲、『竹島の歴史地理学的研究』252頁。

<sup>25</sup> 『渉外関係綴』仮番9。

後の昭和 27 (1952) 年 5 月 20 日にも、島根県はその除外及びそれが不可能な場合、アシカ回遊の 4 月から 10 月の間だけでも爆撃を中止して欲しい旨外務大臣・農林大臣宛に陳情を行っている<sup>26</sup>。

だが、日本政府は島根県の陳情の思いとは裏腹に、別の思惑を抱いていたようである。昭和 27 年 5 月 23 日に開かれた衆議院外務委員会において、島根県選出の山本利寿議員と石原幹市郎外務政務次官との間に次のような質疑・答弁が行われた。

山本:「... 聞くところによると政府においては竹島を駐留軍の海上における爆撃演習地に予定しているそうだが、これは竹島を演習地として指定することによって日本領土権が確保されるという政治的含みを持っていると思うが、どうか」

石原:「お説のような線で進んでいる」<sup>27</sup>

つまり、日本政府はその裁量の及ぶ領域で竹島を米軍の爆撃演習地に指定すれば、少なくともアメリカは竹島の日本領有を認めていることになると考えたのである。こうして、同年 7 月 26 日に日米行政協定に基づく日米合同委員会の施設区域協定をもって、竹島が米軍の海上爆撃訓練区域として改めて指定された<sup>28</sup>。しかし、翌年の 3 月 19 日には日米合同委員会海上分科委員会において、爆撃訓練区域より除かれることが決定した<sup>29</sup>。

この決定を受け、上述したように、島根県は農林大臣に対する申請を経て、同年 5 月 16 日に島根県規則第 29 号をもって、島根県海面漁業調査規則を一部改正し、竹島を知事の許可漁業とした<sup>30</sup>。こうして、島根県知事は 6 月 19 日に公告及び島根県告示第 352 号を発出し、竹島地先海面における共同漁業権およびアシカ漁業を許可することにした<sup>31</sup>。この許可に先立ち、5 月 28 日には島根県水産試験場所属試験船島根丸を対馬暖流開発調査の一環として竹島に差し向け、また 6 月 15、16 日には第 2 回対馬暖流開発調査として島根丸が竹島を航行している<sup>32</sup>。そして、前述の島根県吏員による竹島の漁場調査が県知事の「命により」行われた。この命令は 6 月 18 日の告示に従いなされたものであると考えられる<sup>33</sup>。

<sup>26</sup> 『涉外関係綴』仮番 12。

<sup>27</sup> 『涉外関係綴』仮番 17。

<sup>28</sup> 前掲、『竹島漁業の変遷』21 頁。なお、その区域は北緯 37 度 15 分、統計 31 度 52 分の点を中心とする直径 10 マイルの円内。演習時間は毎日 24 時間と定められた。

<sup>29</sup> 同上。この日米合同委員会海上分科委員会においては、「海上演習区及訓練区域分科委員会からの上申書」を承認する形で除かれたとするが（『涉外関係綴』仮番 21,22）、上申書の内容は未見であり、なぜ除かれることとなったのかは判然としない。なお、川上健三は自著において、米空軍が 1952 年 12 月以降「同島の爆撃演習場としての使用を中止していたので」除かれたと記述している。前掲、『竹島の歴史地理学的研究』253 頁。

<sup>30</sup> 前掲、『島根県竹島の新研究』74 頁。

<sup>31</sup> 共同漁業権（6 月 18 日付）は、隠岐島漁業協同組合連合会に、アシカ漁業（6 月 10 日付）は、島根県隠岐郡五箇村大字久見の三名（代表者）に免許された。同上、78-80 頁及び前掲、『竹島漁業の変遷』22-25 頁。

<sup>32</sup> 同上、118-119 頁。

<sup>33</sup> なぜなら、この調査の際、「島根県隠岐郡五箇村竹島」と記された五寸角の標柱 2 本および「注意 竹島（沿岸島嶼を含む）の周囲五百米以内は第一種共同漁業権（海藻貝類）が設定されているから無断採捕を禁ずる 島根縣」と記された縦 1.5 尺×横 2.5 尺の制札 1 本と、「注意 日本国民及び正当な手続きを<sup>ママ</sup>た<sup>ママ</sup>外口人以外は、日本国民政府の許可なくして領海（島嶼巨岸三湮）内の立入を禁ずる」と記された同サイズの制札 1 本を東島の掘立小屋のある漁民屯駐箇所西方に立てたとされるからである。なお、標柱 2 本と



以上の動向を考慮するならば、竹島の漁場的価値はどうであれ、告示及びそれに伴う漁場調査とその際における行動によって、竹島に対する認知が戦後に改めて醸成され、これを契機に『島根県統計書』への記載がなされるようになったと考えられよう。そして、その際に重要なことは、『島根県統計書』への一貫性を欠いた記載があったとは言え、島根県は国に対置する形で地域の漁業を顧慮し、竹島の爆撃演習地区指定の解除を要望したり、竹島に対する漁業行政の再開にあたり、その漁場の調査を行ったりしたということである。つまり、昭和 20 年代後半のこの時期、島根県は竹島をめぐって地域行政としての一定の役割を全うしたと言えよう。

## (2) 「昭和 53 年」の謎

上述したように、昭和 38 年 3 月 31 日発行の『島根県統計書』より、島根県の圏域地図がその裏表紙に掲載されるようになるものの、昭和 51 年 10 月発行の『昭和 49 年 島根県統計書』までは竹島の図示がなく、昭和 53 年 3 月発行の『昭和 50 年 島根県統計書』に至って、竹島が図示されるようになる。ここにはどのような背景が潜んでいるのか。それを知るためには、昭和 50 年代前半の竹島をめぐる島根県の漁業行政の動きを追跡すればよいであろう。

昭和 52 (1977) 年 4 月以降 11 月までの間に作成されたと考えられる、島根県・島根県竹島問題解決促進協議会 (以下、促進協) 作成の『竹島』というパンフレットによれば、当該期間、すなわち昭和 52 年 3 月 19 日に島根県議会は「竹島の領土権確立及び安全操業の確保についての決議」を行っており、翌月の 4 月 27 日には、促進協が設立されたという。恐らく、「昭和 53 年」の謎そのものはこの島根県の竹島をめぐる動きによって明らかであろう。すなわち、県議会の決議や促進協の設立によって、島根県の竹島に対する意識が否応なく高まり、島根県の圏域地図に図示されるに至ったというものである。だが、小論においてより重要な事柄は、竹島を行政区域に含む島根県が竹島という存在を如何に認識し、取り扱ってきたのかということである。つまり、どのような要因によって上述の決議や促進協の設立がなされるに至ったかということである。

その第一の手がかりは地域と竹島という存在の媒介項として浮かび上がる漁業である。先に、昭和 28 年の復命書に基づいて、島根県の認識として竹島の漁場の価値は著しく低かったのではないかということについて言及したが、竹島の漁場を竹島周辺漁場として広がりを持たせれば、そこはいか釣り漁業やカニかご漁業にとって重要な漁場として浮き彫りになる。幸いにも、いか釣り漁業に限って言えば、昭和 46 (1971) 年から昭和 52 年までの竹島周辺海域を含む漁場別統計が存在する。これを表にまとめたのが次の [表 1] である。

---

前者の制札 1 本は、「島根県の意志のもとに出張員が文案を考慮して建てた」とされ、後者の制札 1 本は、「海上保安庁が本部及び外務省と電話連絡の上その責任において建てた」とされる。以上の出所は、先述の島根県水産商工部の吏員が当時の県知事に復命した文書の記載に基づいている。また、これ以降も海上保安部巡視船や水産試験船が竹島に赴いているが、その辺りの経過については、同上、119-143 頁に詳しい。

[表 1] 西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計

	漁獲量総計	沿岸計	沖合計	竹島周辺計
1971 (S.46)	85,039	9,757	75,282	40,745
1972 (S.47)	98,290	11,046	87,244	26,198
1973 (S.48)	85,838	10,541	75,297	8,072
1974 (S.49)	62,582	6,296	56,286	18,262
1975 (S.50)	62,608	7,128	55,480	5,276
1976 (S.51)	57,721	11,324	46,397	5,713
1977 (S.52)	40,087	12,708	27,379	4,229

出所：『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計表』近畿農政局（昭和 47 年 9 月～昭和 54 年 1 月）を基に筆者作成。

注：単位はトン (t)。沿岸とは、浜田沖、隠岐の島、山陰・但馬、越前・加賀のそれぞれの漁場を合わせた海域を指す。沖合とは、白山瀬、大和堆、新隠岐堆、竹島周辺、大和堆西、日韓水域のそれぞれの漁場を合わせた海域を指す。

確かに、この統計を俯瞰する限り、竹島周辺のいか釣り漁業の漁獲高は、昭和 46 年の 4 万トン程度から、昭和 51 年の 6 千トン足らずに激減しており、漁業の不振が翌年の決議や促進協の設立の背景になったように思える。しかし、竹島周辺漁場における漁獲高の減少は何も昭和 51 年に限られることではなく、昭和 46 年から昭和 47 年にかけてはほぼ半減しており、その翌年はさらに前年の 1/3 以下に落ち込んでいる。また、漁獲高の減少を念頭に置きつつ、改めて促進協の作成した『竹島』と題するパンフレットを見ても、「竹島周辺は水産資源の宝庫です」とのリード文を掲げながら、領土権の確立を前提に、漁業の安全操業について主張されるのみであり、いか釣り漁業を中心とする漁業の不振という現状に関しては言及がない。こうした点に鑑みれば、漁業の不振が決議や促進協の設立の一義的な要因とは考えにくい。そうであるとすれば、何が要因として考えられるのか。

島根県総務課総務予算グループ所蔵の竹島関係文書<sup>34</sup>に依れば、県議会の決議や促進協の設立に先立つ昭和 52 年 3 月 18 日、「領海 12 海里、漁業専管水域 200 海里時代を迎えた今日、県議会、町村会、水産業団体等の要請の高まりもあり、本県としても、竹島の領土権確立及び漁業の安全操業の確保は急務となって」いる現状から、「竹島問題対応組織の設置」が起案された<sup>35</sup>。これを受けて、具体的な対応組織として、「竹島問題対策会議幹部会の開催」が 4 月 5 日に起案され、4 月 11 日には庁内組織「竹島問題対策会議」が開催された<sup>36</sup>。その後、4 月 15 日には第 2 回「竹島問題対策会議幹事会」が開催され、そこでの議論を踏まえて 4 月 21 日に、「島根県竹島問題解決促進協議会（仮称）の設立について」が起案された<sup>37</sup>。こうして、4 月

<sup>34</sup> この文書は、島根県総務課所蔵「竹島関係文書」（注 22 を参照）とは別の文書群で、総務課総務予算グループが所蔵する現用文書である。以下この文書から引用する際には、「総務課総務予算グループ所蔵・竹島関係文書リスト」（前掲、『竹島問題に関する調査研究』中間報告書』236 頁掲載）の仮番及び簿冊標題と文書名を記す。

<sup>35</sup> 仮番 9『竹島促進協』「竹島問題対応組織の設置について」（昭和 52 年 3 月 18 日起案、3 月 19 日決裁）。

<sup>36</sup> 仮番 9『竹島促進協』「竹島問題対策会議幹部会の開催について」（昭和 52 年 4 月 5 日起案、4 月 6 日決裁、4 月 6 日施行）及び「竹島問題対策会議について」（昭和 52 年 4 月 14 日起案、4 月 14 日決裁、4 月 14 日施行）。

<sup>37</sup> 仮番 9『竹島促進協』「竹島問題対策会議について」（昭和 52 年 4 月 14 日起案、4 月 14 日決裁、4 月

27日午前の促進協を設立するための会議を経て、同日午後に促進協が設立された<sup>38</sup>。

この第1回島根県竹島問題解決促進協議会では、島根県知事が開会にあたり、「漁業水域 200 カイリ時代を迎えて... .. このような時期に至ったからには皆の力を一緒にまとめて強力で問題の解決の促進を迫っていく必要がある」とあいさつを行い、設立の主旨を述べている。また、農林水産部次長は、漁業水域 200 カイリ時代という避けることのできない趨勢に対して、「... .. 日本から先にこの線引きを行うと、漁業の面からみると失うところが大きく、得るところは何もない。我国としては、極力中国・韓国に対しては、200 カイリの線引きを引き延ばして、日中あるいは日韓漁業協定という従来の姿で安全操業が確保されれば一番良い」との見解を示している<sup>39</sup>。

要するに、決議や促進協の設立の一義的な要因は、200 カイリ水域設定の問題であると考えられる。日本政府は、昭和 51 年に米ソが 200 カイリ水域を設定したのに対抗して、昭和 52 年 3 月に領海法および漁業水域暫定措置法を制定して、12 カイリ領海、200 カイリ漁業水域を設けた<sup>40</sup>。これが背景となり、決議や促進協の設立が行われたのである。

そうであるとすれば、「昭和 53 年の謎」はどのように氷解できるものであろうか。200 カイリ漁業水域設定が島根県議会の決議や促進協の設立に影響を与え、これが『島根県統計書』における島根県の圏域地図への竹島の図示に結びついたのでと言えよう。換言すれば、竹島を行政区域に含む地域＝島根県は、昭和 20 年代後半に顧慮されたように、地域の実情ではなく、国家のレベルの事象において竹島をめぐる行態が左右される、すなわち地域やそこに暮らす人々への一定の配慮を欠いたのではないかということである。

ただし、その後の島根県の竹島に関わる漁業の行政的対応について付言するならば、確かに漁業者への配慮的措置を行っている。昭和 53 年 4 月 30 日に、韓国は領海 12 海里を実施した。これに従い、同年 5 月 8 日には竹島付近で操業していた日本漁船が領海を侵犯したと、韓国政府が日本政府に対して抗議と退去を求めた。翌日、参議院外務委員会で外務大臣が「韓国の申し入れは受け入れられない」旨反論を行ったが、これ以降実質的に日本漁船が竹島より 12 カイリの海域に出漁することはできなくなった<sup>41</sup>。この状況を受け、島根県は、6 月 8 日に島根県竹島周辺漁業緊急対策資金による緊急融資を実施した<sup>42</sup>。竹島を所管する地域行政としては的確な措置であったと思われる。とはいえ、本節での検討課題は、何故昭和 53 年 3 月発行の『昭和 50 年 島根県統計書』に至って、竹島が図示されるようになったのか、その背景を明らかにすることであった。その点で言えば、あくまで背景は 200 カイリ水域設定の問題であったと結論付けられる。

---

14 日施行) 及び「島根県竹島問題解決促進協議会 (仮称) の設立について」(昭和 52 年 4 月 21 日起案、4 月 21 日決裁、4 月 22 日施行)。

<sup>38</sup> 仮番 9『竹島促進協』『島根県竹島問題解決促進協議会 (仮称) の設立について』(昭和 52 年 4 月 21 日起案、4 月 21 日決裁、4 月 22 日施行) 及び仮番 7『竹島問題照会等』『竹島に関する経緯等について』(全員協議会資料)。

<sup>39</sup> 仮番 9『竹島促進協』『第 1 回島根県竹島問題解決促進協議会議事録』。

<sup>40</sup> 深町公信「日韓漁業問題」(水上千之編『現代の海洋法』有信堂、2003 年) 199-200 頁。

<sup>41</sup> 仮番 9『竹島促進協』『島根県竹島問題解決促進協議会について』(昭和 53 年 5 月 11 日起案、5 月 12 日決裁、5 月 12 日施行)。

<sup>42</sup> 仮番 7『竹島問題照会等』『竹島周辺漁業緊急対策資金について』(全員協議会資料)。

## おわりに

竹島／独島領有権問題をめぐり、国家がその枠組みにおいて地域の利害や問題を等閑視するのはやむを得ないことなのかも知れない。しかし、地域が地域として竹島／独島という存在を顧慮することなく、さらにその存在に関わる実態に無頓着であるなら、誰が竹島／独島という「存在」に否応なく影響を受けざるを得ない地域・人々、またこの「存在」に対して切実な利害関係を有する地域・人々を救うことができるのであろうか。

領有権という国家レベルの領域（第一の視角）の中で竹島／独島を捉える限り、必ずそこからこぼれ落ちる対象が生ずる。また、竹島／独島問題の問題性を穿つ、人々の認識のレベル（第二の視角）にまで踏み込んだ研究は貴重かつ重要な学術的貢献をなすことは疑い得ないが、国家の枠組みに準拠した視角であり続ける限り、こぼれ落ちた対象を汲み上げることは不可能である。

ここに第三の視角の研究上の必然性と補完性が認められる。従来、竹島／独島をめぐる議論の大部分は領有権論議に収斂され、そこで特徴的な形となって表れる、二分法的な言論空間に支配されてきたがゆえに、国家の枠組みに準拠した視角に埋没してきた。無論、その視角の重要性を否定するものではないが、それを乗り越えようとする学術的努力があってもよい。そのためには、小論で示したように、竹島／独島をめぐる国家やその他主体の行態の省察が必要となる。これは小論で取り上げたごとく、日本のある地域に特殊に内在するものではなく、韓国にも等しく内在するものであることは言うまでもないであろう。

\*本稿は、福原裕二「竹島／独島研究における第三の視角」（上田崇仁ほか編『交渉する東アジア—近代から現代まで』風響社、2010年、163-178頁）を解題し、新たな資料による知見を加味し、加筆・修正を施したものである。

\*本稿は、平成20～22年度文部科学省科学研究費補助金及び平成22年度平和中島財団アジア地域重点学術研究助成金による研究成果の一部である。

<参考資料>

島根県総務課所蔵「竹島関係文書（一部）」内容一覧

(1) 昭和二十六年 渉外関係綴 総務課

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
1	復命書	島根県総務課長今岡武雄	島根県知事恒松安夫	竹島所属問題の風説を究明するため、外務省を訪問（S26.9.1 午前 9 時）し、条約局条約課長補佐力石事務官及び政務局特別資料課川上事務官と面会。「外務省としては、本問題につき、何等疑を持つものではなく... 依って、当省は 8 月 21 日新聞記者団会見を行ひ、竹島は完全に日本領の一部として認められる旨、新聞発表を行った次第である」	S26.9.3 作成。記（外務省の見解）、(9 点に及ぶ)「其の他之に付随した意見発表」。
2	島根県領土竹島(レイコト島)の再確認について	島根県知事恒松安夫	外務大臣吉田茂	講和会議における標題の関係調印国による最終確認に対して尽力するよう要望。	S26.8.30 作成。総第号外。竹島の地理的概況、漁業生産物、領土編入の経緯、島根県告示第 40 号など追記。
3	竹島の調査依頼について	総務部長名	隠岐支庁長	県から隠岐支庁に対して「竹島の日本領として編入された経緯」など 6 点にわたる調査依頼。	S.26.9.5 作成。仮番 2 の文書を添付。
4	竹島の調査依頼に対する回答	総務部長	外務省政務局特別資料課川上健三事務官	仮番 1 の面会時に外務省より調査依頼されたものの回答。	S.26.9.14 作成、18 決裁。総第号外。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
5	竹島の調査について回答	隠岐支庁長	島根県総務部長	仮番3に対する回答。別添調査書(仮番3の6点にわたる調査依頼事項にそくした回答)及び昭和三年九月(九月二十七日より十月二十日まで二十四日間在島)との但書がある竹島略図。	S.26.9.10 作成。総厚第1478号。
6	竹島の調査依頼について	総務部長名	隠岐支庁長	仮番5の回答を受け、再度「八幡長四郎氏の漁業経営の状況」など2点の調査を依頼。	S.26.10.2 作成。総秘第号外。
7	(書簡)	外務省政務局特別資料課川上健三	島根県総務部長本山修策	仮番4の回答を受け、再度「八幡長四郎氏の漁業経営の状況」など2点の調査を依頼。	S.26.9.27 付。
8	竹島の調査について	隠岐支庁長	島根県総務部長	仮番6に対する回答。	S26.10.16 作成。総厚第1652号。橋岡忠重氏聴取。
9	日米行政協定の締結に関し、地方公共団体として特に要請すべき事項について	島根県知事	地方自治庁次長、大阪連絡調整事務局長	仮番11に対する回答。	S27.1.16 作成、17 決裁。総秘第1号。
10	行政協定に対する希望意見	土木部	?	仮番9に添付された文書か?	
11	日米行政協定の締結に関し、地方公共団体として特に要請すべき事項について	地方自治庁次長	各都道府県知事	日米行政協定締結を前に、締結に伴って供与される事項に対して特に要請すべき事柄があるかどうかを各都道府県に照会した文書	S27.1.9 作成。
12	隠岐支庁管内竹島に関する照査について(案一)、管内竹島の調査資料送	知事名	地方自治庁次長、外務省情報文化局特	仮番15に対する回答。	S27.5.10 作成、12 決裁。総第694号。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	付について(案二)		別資料課		
13	隠岐支庁管内竹島に関する照査について	島根県知事恒松安夫	地方自治庁次長	仮番12の案一のタイプ打ち。	
14	管内竹島の調査資料送付について	島根県知事恒松安夫	外務省情報文化局特別資料課	仮番12の案二のタイプ打ち。	
15	隠岐支庁管内竹島に関する調査方依頼について	地方自治庁次長	島根県知事	「藩制時代の同島に関する資料」など3点の調査を依頼	S27.5.1 作成。地自乙発第162号。
16	竹島問題に関する件	課長名	水産部長	島根県東京事務所より届いた報告の転送。	S27.5.30 作成、31 決裁。
17	竹島をめぐる諸問題—中間報告	島根県東京事務所		衆議院外務委員会(S27.5.23午前10時より)における山本代議士(県選出)と石原外務政務次官とのやり取りの報告。	S27.5.23 作成。「東京情報」。
18	(書簡)	外務省国際協力局次長	島根県総務部総務課長	竹島が演習場として指定される見込みである旨伝える書簡。	S27.6.7 作成。
19	復命書	総務部総務課主事吉島光治	島根県知事恒松安夫	学生寮入寮希望者調査、海外渡航手続調査のための東京出張に関わる復命書。	S27.6.23 作成。泉水政次郎事務官(「竹島問題等を専門とする」とのこと)の私見「... (竹島は) 目下爆撃演習場区域であり、水産物はほとんど壊滅して居ると思料されるし、現在主な水産物はマ・ライン外にあるので、同島の日本漁業場の価値は皆無と思われる...」。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
20	日本海の竹島について	川上健三?		仮番 19 の文書の別添。	S27.2.2 作成の外務省の資料。日韓漁業交渉資料三。目次が仮番 3 (外務省から県への調査依頼) に概ね一致(時期的にも一致)するので、外務省と県(隠岐支庁)との一連のやり取りに基づいて、川上健三氏が作成したものと思われる。
21	竹島爆撃訓練区域廃止ニツイテ	呉調達局長	島根県知事	標題の伝達文書。	S28.5.12 作成。呉調発第 689 号(KRA)。別添「島根県所在竹島爆撃訓練区域廃止ニツイテ」(S28.5.8 付調産発第 1100 号)[上記別添に英文の(1)海上分科委員会メモ、(2)日米合同委員会メモ添付]。
22	島根県所在竹島爆撃訓練区域廃止に関する件	外務省国際協力局長		標題の伝達文書。	S28.4.4 作成。協三合第 695 号。別添(一)日米合同委員会海上演習及訓練区域分科委員会、別添(二)日米行政協定第二十六条に基づく合同委員会。
23	電話聴取書	(発信者) 広報文書	(受信者) 外務省国	仮番 21 の文書別添の英文議事録中の内容	S28.4.16 午後 12:10。



仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
		課内藤主 事	際協力局 第一課鴨 原事務官	を伺う通電	
24	電話録取書	(発信者) 外務省国 際協力局 第一課鴨 原事務官	(受信者) 広報文書 課内藤主 事	仮番 23 に対する返 答。	S28.4.16 午後 5 時。仮番 21 の文 書に添付された 英文議事録が再 添付。

(2) 昭和二十八年度 竹島関係綴 広報文書課

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
1	(参考資料) 竹島 漁業の変遷			島根県東京事務所速 水保孝氏に取りまと めた調書。	S28.8 作成。アジ ア局第二課。
2	(参考資料) 日本 海の竹島について				S27.2.2 作成。外 務省。日韓漁業交 渉資料三。手書 き。
3	(参考資料) 竹島 及鬱陵島			奥原碧雲著『竹島及鬱 陵島』の概要。	奥原碧雲著の『竹 島及鬱陵島』を島 根県広報文書課 が再編集し、部数 を限り、昭和 28 年 7 月 7 日に印刷 したもの。
4	(参考資料) 自明 治三十八年 願書 並指令 竹島漁獵 合資会社				
5	(参考資料) 従明 治参拾八年 行政 諸官庁往復雑書類 竹島漁獵合資会社				
6	(参考資料) 竹島 漁獵合資会社営業 成績略 明治三十 八年分				
7	(参考資料) 昭和				

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	二十八年七月十三日付 独島（竹島）に関する日本政府声明に対する韓国政府反ばく声明（全文）（九月九日声明発表）				
8	九月九日附韓国声明に対する若干の批評（田村・28.10.14）	田村清三郎			
9	韓国側の主張の若干に対する反駁	田村清三郎			
10	（参考資料）鳥取県郷土史第五編第一章藩政時代に於ける因伯の状況第四節竹島事件				
11	鬱陵島に関する資料蒐集について	総務部長名	浜田市長、浜田図書館長	「一、明治年間に鬱陵島に渡航した人」などの調査依頼。	S28.10.21 作成。広第 450 号。起案者：田村主事。
12	鬱陵島に関する資料蒐集について	島根県総務課長		仮番 11 に同じ。	仮番 11 のタイプ打ち。
13	竹島の所属について			T15.7.1 の地方制度改革に伴う郡役所・島庁の廃止によって竹島はどの所管になるのかに対しての斉藤主事、田村主事の研究成果。	
14	竹島について	（談話）吉野操氏	（面会者）上手主事、田村主事	竹島の五箇村編入に関する事務に携わった吉野操氏（現在松江相互銀行勤務、S12.7～17.2 島根県地方課に主任属として勤務）の談話録取記。	面会日時：S28.9.30 午前 10:30～11:00。
15	竹島の編入について	課長名	穩地郡五	県より五箇村長に対	S28.9.15 作成。起

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	て		箇村長	して、竹島の編入時期、手続・方法について照会した文書。	案者：田村主事。
16	竹島の編入について	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	穩地郡五箇村長奥川陽一	仮番 15 に同じ。	仮番 15 のタイプ打ち。
17	竹島の編入について	穩地郡五箇村長奥川陽一	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	仮番 16 に対する回答。S14.4.24 に編入。県知事より編入につき諮問があり、村会の議決を経て答申。	S28.9.21 作成。発第 1226 号。「竹島ヲ五箇村区域ニ編入ノ件」及び「村会召集告知」添付。
18	竹島の編入について	課長名	穩地郡五箇村長奥川陽一	仮番 17 の回答を受け、「県知事より諮問に関する文書」などの再調査を依頼した文書。	S28.9.29 作成。起案者：田村。
19	竹島の編入について	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	穩地郡五箇村長奥川陽一	仮番 18 に同じ。	仮番 18 のタイプ打ち。
20	竹島の編入について	穩地郡五箇村長奥川陽一	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	仮番 19 に対する回答。「一切不明かつなし」との回答。	S28.11.12 作成。発第 1599 号。
21	竹島に関する調査結果の送付について	総務部長名	外務省条約局第一課川上事務官	浜田・益田在住の鬱陵島渡航経験者（5名）の談話。	S28.11.12 作成・決裁。起案者：田村主事。第 482 号。
22	竹島に関する資料調査について	課長名	鳥取県総務課長	田村主事の調査出張につき便宜を取り計らうよう要請した書簡。	S28.11.17 作成。起案者：田村主事。
23	鬱陵島に関する資料蒐集の件	浜田市立図書館長	島根県総務部長	仮番 12 に対する回答。	S28.11.5 作成。
24	(参考資料) 明治三十八年度計算書				

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	竹島漁獵合資会社				
25	(参考資料) 明治四十四年 生産品勘定帳 竹島漁獵合資会社				
26	(参考資料) 明治三十九年度計算書 竹島漁獵合資会社				
27	(参考資料) 伯耆民談				
28	(参考資料) 秘書朝鮮新話				
29	(天正 15 [1587] 年から昭和 20 [1945] 年までの竹島関係年表)				作成者不明(田村清三郎氏か?)。
30	(参考資料) 竹島領有権に対する韓国政府の見解表明 [英文]				1953.9.9 口上書。
31	(参考資料) 観聴隨筆 抜書				卷之上、卷之中、卷之下。
32	(参考資料) 大谷九右衛門 竹島渡海由来記抜書控				第四〇号。
33	(参考資料) 竹島渡海由来記抜書控全				島根県蔵 異本。第四三号。(この謄本は、一本よりは悪写である。T) との但書。
34	(参考資料) 竹島に関する七箇条返答書				第四一号。「原書は書名なし為便宜之を命名す」との但書。
35	(参考資料) 因幡国鳥取藩主池田家文書 鳥取県立図書館所蔵	島根県広報文書課 (謄写)			S28.11 謄写。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
36	竹島之図（竹島・松島絵図）			竹島・松島絵図。	S28.11 鳥取池田文書ニ依リ謄写。
37	（竹島・松島絵図）			竹島・松島絵図。	S28.11 依鳥取池田文書謄写了。
38	（竹島・松島絵図）			竹島・松島絵図。	S28.11 依鳥取池田文書謄写了。

出所：筆者作成。